

## 障害者定義（解説 6）

## （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## 解説

本条は、小金井市条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないよう定めた規定です。

（1）障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## 解説

本号は、小金井市条例における「障害者」の定義を明らかにしたもので、基本的には差別解消法第2条1号と同趣旨の規定ですが、以下の点を補足します。

（1～5省略）

## 6 障害者の支援に当たっての留意点

権利条約前文には、締約国が協定するにあたり留意することの一つに、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮することが謳われています。

特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意すべきです。